



9月9日は「救急の日」

9月9日を含む1週間は「救急医療週間」です。

※今年度は、9月3日(日)～9日(土)

鳥羽市消防本部 ☎ (25) 2821

救急車の正しい利用にご協力をお願いします

鳥羽市管内で、令和4年中に搬送された1,403人のうち、約5割のかたが入院を必要としない「軽症」であり、例年、救急搬送の半数以上を占めています。軽症で救急搬送した中には、右のようなケースで救急車を要請された例もありました。

- ・かすり傷
- ・ムカデに咬まれた
- ・釣り針が刺さる
- ・喉に魚の骨が刺さる
- ・歯が痛い
- ・風邪をひいた など

安易な救急車の利用が増えると、本当に救急車を必要としているかたへの適切な救命処置が遅れてしまい、救える命が救えなくなるおそれがあります。

救急車を呼ぶほどではないが、病院にかかりたいとき

- 三重県救急医療情報センター
☎ 059-229-1199

急な子どもの病気に医療関係の専門相談員が対応します

- みえ子ども医療ダイヤル
☎ #8000 (#8000が使えない場合は、☎ 059-232-9955)
午後7時30分から翌朝8時まで毎日対応しています。



消防署へ直接かけつけ、救急車を要請することをかけつけ通報と言います。かけつけた消防署に救急車がある場合は救急車を出動させることができますが、出動中で救急車がない場合は別の署所からの出動になるため待っていただくことになります。そのような事態を避けるため、救急車が必要なときは、まず119番通報をしてください。

119番通報のときに「サイレンは鳴らさずに来てください!」と言われるかたがいますが、救急車は緊急自動車です。緊急自動車はサイレンを鳴らさなかったり、赤い警光灯をつけずに走行することはできませんのでご理解ください。